

平成27年4月1日制定

積算内訳書の提出について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正されたことに伴い、平成27年度から、全ての工事入札において、入札書送付時に「積算内訳書」の提出を義務付けています。

入札書を送付する際、積算内訳書には入札者名及び工事価格（内訳費用を含む）を必ず記入のうえ、予定技術者届と一緒に入札書に添付して下さい。

1 積算内訳書に関する取り扱い

- (1) 落札候補となった場合、積算内訳書の工事価格が入札金額と同一であることを確認します。
- (2) 工事価格が入札金額と異なるとき、又は記載がないときは、落札者になることができません。
- (3) 積算内訳書が添付されていない（予定技術者届のみ添付されている）場合、入札書は無効として取り扱います。
- (4) 如何なる理由があっても、FAX等による再送付は認めません。

2 積算内訳書の提出を必要としない工事

単価による契約等、契約方法や工事費の内訳が通常の内容とは異なる工事は、積算内訳書の提出を求めないことがあります。